

問い合わせ先
県土マネジメント部建設産業課
公共工事契約管理係
0742-27-7425

令和7年度 第1回奈良県入札監視委員会(定例会議) 会議録要旨

開催日時	令和7年7月24日 14:00～16:00		
開催場所	修徳ビル 中会議室		
出席委員	委員長 仁木 恒夫 委員 清水 陽子 西田 尚造 庄田 尚代		
審議対象期間	令和6年12月1日～令和7年3月31日		
事務局等からの報告	○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況について説明		
審議案件数	5 件	(備考)	
うち一般競争入札	5 件		
うち指名競争入札	0 件		
うち随意契約	0 件		
審議の結果	抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当である と考える。		
委員会による 意見具申等			
その他			
抽出案件に対する委員からの質問等		発注機関等の回答等	
案件1 一級河川布目川 護岸修繕工事(緊急自然災害防止対策事業債対象事業(臨時・特別))			
52者の全ての入札参加者が最低制限価格 で入札している。競争性が発揮できるような 適正な予定価格や最低制限価格の積算を 行っていたのか。また、最低制限価格はど のように積算するのか。		予定価格は、工種ごとに定められた土木工事の積算 基準に則ったものであり、最新の単価で適切に積算し ている。また、最低制限価格も予定価格をもとに基準 に基づいた積算を行っている。	
予定価格や最低制限価格は現在事前公表 されているが、今後、他の多くの工事の発注 においても本件と同様に、全ての入札参加 者が最低制限価格と同額で入札することに ならないか。		宇陀談合事件を機に、予定価格、最低制限価格及び 低入札価格調査基準価格を事前公表とすることで、不 正行為の防止を図ってきた。 しかし、事前公表とすることには、競争性の確保、業 者の適正な利益の確保等に弊害が生じるおそれがあ るとの指摘もあり、令和6年6月から、総合評価落札方 式を採用する工事について、低入札価格調査基準価 格を事後公表に変更した。	

同額で入札される案件が多いと思うが、電子入札システムによるくじとはどのような仕組みか。	入札参加者が任意で設定するくじ番号と電子入札システムのサーバーに到着する時間から、システム上で無作為にくじが行われ、作為的な操作は一切行えないようになっている。
案件2 雨量表示盤更新工事(防災・安全交付金事業(システム整備))	
本件工事は表示盤の更新を行うものであるが、本表示盤を設置した業者が、今回の更新も行ったのか。同じ業者であれば他の業者が参入しにくい理由、異なる業者であれば変わった理由はあるか。	設置した業者とは異なる業者が受注した。設置業者以外の業者でも対応可能であった。同時期に公共工事や民間工事が多く発注され、配置できる技術者不足が発注しやすい時期であったことなどの要因から、設置した業者とは異なる業者が入札したと考える。
登録業種や等級、所在地など入札に参加できる条件に合致する業者の数はどれほどか。	登録業種は通信設備、所在地は県内に本店又は営業所があることを条件とし合致した業者は38者である。なお、通信設備は格付け等級がない業種である。
案件3 県営住宅桜井団地第2期新築工事(建築工事)(近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業)	
入札参加申込者2者のうち1者が辞退した理由は何か。	同時期に公共工事、民間工事ともに多く発注されており、技術者不足により配置できる技術者が不足したことが要因と考える。
同時期に工事の発注が集中することだが、発注時期などスケジュールを変更するなどの工夫はできるものか。	発注時期を変更したとしても、民間工事の需要が常に多い状況である限り、同様に技術者不足から入札者は少なくなると予想される。
案件4 県庁舎ウェルビーイングオフィス改修工事(B工区)	
本件工事の入札は1回目が不調となり、2回目となる今回は1者入札で落札率が100%となっている。今後の異なる工区での入札の際は競争性確保の観点から予定価格の積算や発注方法などの工夫を考えているか。	先日C工区の発注を行ったが、本件工事と同様に1回目が不調、2回目に1者入札となった。最新の単価に基づき積算を行っており、発注時期や受注しやすい環境など工夫を考えているが、県庁舎の機能を停止させることなく施工する必要があるため、工事時間や安全対策など対応が難しく、応札できる業者が限られたと考えている。
工事時間や安全対策など業者に負担が大きい工事だと思うが、C工区での発注は何か工夫したのか。	県庁舎の機能を停止させることなく施工するため、工事時間や工法を変更することは難しいが、最新の単価を使用し、B工区と同様に適正に予定価格を積算した。
金曜日の夜、土曜日、日曜日と工事時間が限られる上、県庁舎の機能を停止させることなく対応を求められるような手間が業者にはあると考えるが、このようなものは予定価格として積算されているのか。	積算基準に従い材料費や労務費を積算しており、県庁舎の機能を停止させない対応や配慮等、積算の基準上予定価格に反映できないものもある。

案件5 県立高等学校総合寄宿舍畝傍寮 寮室等環境改善工事	
入札者のうち1者が予定価格よりかなり低額で入札し落札したが、工事の品質は問題なかったのか。また、落札者は物品調達に関して独自ルートを有しているとのことだが、物品は指定品か同等品のどちらだったのか。	仕様書に沿って適切に工事を施工し、問題なく工事を完了したことを確認している。 物品は、一部同等品の調達であったが、同等品で問題が無いことを発注時の協議および、完了検査において十分に確認した。
落札者は予定価格よりかなり低額で入札している。参考見積を行ったとのことであるが、予定価格の設定は妥当であったか。	参考見積を取得した2者のうち、1者は入札に参加している。当該参考見積価格と入札価格を比較しても大きな差異は無く、予定価格の設定に妥当性はあると考える。落札者が、独自の調達ルートを有していたこと、自社施工が可能な体制であったことで、予定価格より大幅に安価に施工することができたと考える。